

男女共同参画のための情報紙

ことうの女性

No. 28
平成20年(2008年)
3/16

編集・発行(年2回発行) 江東区総務部人権推進課 〒135-8383 江東区東陽4-11-28 ☎3647-1163 http://www.city.koto.lg.jp

女性の悩み解消に向けて応援します

4月 DV相談 6月 DVホットライン開始



▲配偶者(パートナー)からの暴力は児童虐待を伴うことがあります。悩みは早めに相談して、子どもや家族の笑顔を守りましょう。

江東区では、配偶者からの暴力問題をはじめとする女性の悩みに応じるため、4月から「女性のなやみとDV相談」、6月から「女性のなやみとDVホットライン」を開始します。
子育て・嫁姑問題・セクハラ・DVなど女性の悩みは、家族や友人になかなか相談できない問題です。専門の相談員があなたと一緒に考えアドバイスします。相談は無料です。

**専門相談員がサポート
女性のなやみとDV相談
4月スタート**

女性が直面する様々な悩みや不安を、安心して相談できる「女性のなやみとDV相談」を開設します。

女性の生き方、夫婦・親子の問題、職場や近隣の人間関係など、気軽にご利用下さい。
【対象】区内在住・在勤の女性
【相談日及び開設時間】
水曜日午後3時～午後7時
木曜日午後1時～午後5時

土曜日午後1時～午後5時
要予約

**女性弁護士が無料で応談
女性のための法律相談**

これまで、第1水曜日は実施していませんでしたが、本年4月からは毎週水曜日に実施いたします。女性弁護士が法的な面からアドバイスしま

【相談時間】60分
【相談員】男女共同参画相談員(女性)
【費用】無料
【予約申込先】3月31日(月)までは男女共同参画推進センター(※) 4月1日(火)から人権推進課(※)

**気軽に電話相談
女性のなやみとDVホットライン
6月スタート**

日・祝祭日、年末年始以外毎日行います。「女性のなやみとDV相談」の予約を承るほか、緊急時の相談先のご紹介等行います。6月より開始。
3月中の相談予約は男女共同参画推進センター、4・5月は人権推進課へ。ホットラインの番号は、区報、区ホームページでお知らせします。
【対象】区内在住・在勤の女性
【相談日及び開設時間】月～金曜日午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

【相談員】女性弁護士
【費用】無料
【予約申込先】男女共同参画推進センター(※)
区では上記以外にも男女問わず受けられる法律相談、人権相談等行なっています。男性の性差別問題などご相談ください。
【予約申込先】法律相談は広報広聴課☎(3647)4700、人権相談は人権推進課☎(3647)1164へ

同伴幼児の保育を実施
「女性のなやみとDV相談」、「女性のための法律相談」では同伴の就学前幼児の保育を無料にて実施します。
事前にお問合せ(※)ください。

江東区 第3期 男女共同参画 審議会 委員募集
あなたの力を江東区の男女共同参画推進に生かしてみませんか
締切 **3月21日(金)**
詳細は3面

女性人材名簿登録者募集
江東区の審議会等で活躍してみたい女性の方の名簿登録をお待ちしています。
あなたの経験と力を生かせる場を提供します
締切 **3月21日(金)**

※1【男女共同参画推進センター】扇橋3-22-2 ☎5683-0341 ※2【人権推進課】区役所4階1番 ☎3647-1163
●「ことうの女性」は新聞(朝日・産経・東京・日経・読売)折り込みでお届けしています。バックナンバーは江東区役所4階1番窓口人権推進課でご覧いただけます。